
第9回東京都北区子ども・子育て会議議事要旨

[日 時]

平成26年10月29日(水) 18:30~21:00

[会 場]

北とぴあ14階スカイホール

[出席者]

岩崎会長、神長副会長、我妻委員、小俣委員、酒井委員、佐田委員、鹿田委員、星委員、堀江委員、松澤委員、高草木代理委員、小針委員、坂内委員、橋本委員、内海委員、大塚委員、小川委員、柴田委員、竹内委員、田淵委員

[次 第]

1. 開会
2. 議事
 - (1) 就学前教育・保育部会調査審議事項報告
 - (2) 「北区子ども・子育て支援計画2015(案)」について
 - (3) その他
3. 閉会

[配布資料] ※資料は事前送付済み

資料1	就学前教育・保育部会(調査・審議)報告
資料2-1	北区子ども・子育て支援計画2015(案)
資料2-2	計画事業一覧

※この他、委員より当日配布資料あり

1 開会

【会長】皆様こんばんは。定刻になりましたので、第9回の子ども・子育て会議をはじめます。今回子ども・子育て支援計画2015（案）が出ております。だいぶ大詰めになってまいりました。皆様お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは事務局より出欠の確認をお願いいたします。

【事務局】皆様こんばんは。本日もよろしくお願いいたします。では委員の皆様の出欠報告をさせていただきます。本日は鈴木将雄委員、荒木委員、鈴木香奈子委員、石塚委員、松本委員、がご欠席です。石塚委員につきましては代理として、高草木委員にご出席をいただいております。また小俣委員につきましては30分ほど遅れるということでご連絡をいただいております。以上ですので、定足数を満たしている事をご報告させていただきます。

【会長】ありがとうございます。では最初に事務局から資料の確認をお願いします。

【事務局】（資料の確認）今配布をしております資料ですが、こちらは小川委員からご提出いただいた資料で、会議の最後でご説明をいただこうかと思っております。

【会長】では、本日の議事に入りたいと思います。議事の1の（1）就学前教育・保育部会調査審議事項報告について事前に資料を送っていただきまして、お読みいただいていると思いますので事務局から報告をお願いいたします。

2 議題

（1）就学前教育・保育部会調査審議事項報告について

【事務局】それでは資料1の「就学前教育・保育部会（調査・審議）報告」【調査審議事項区立幼稚園の今後の方向性について】をご説明します。平成25年12月11日開催されました「子ども・子育て会議」で設置されました「就学前教育・保育部会」は、「区立幼稚園の今後の方向性について」を調査審議事項として、3回の部会と視察を実施して下記の結論を得たので報告するものでございます。

2「区立幼稚園の今後の方向性について」です。（1）「北区幼稚園審議会第7次答申以降の区立幼稚園をめぐる状況について」。ここでは平成18年2月の第7次答申についての説明及び第7次答申以後の国、東京都、そして北区の取り組み状況等について記述をしています。後ほどご覧いただければと思います。

次に2ページをご覧ください。（2）「今後の方向性について」ですが、今後の区立幼稚園の方向性については、幼稚園をめぐるこれらの状況を十分勘案し、就学前教育の充実及び小学校との円滑な接続を図ることを最重要課題として考えることが必要である。区内人口の推移を見ると、ここ数年は0歳～5歳児の人口は増加しているものの、中長期的に見れば依然として少子高齢化は第7次答申の頃と同様に進行するものと見込まれる。また、第7次答申の趣旨を踏まえ、北区の就学前教育は着実に充実の道を歩んできている。このような現状から、就学前教育の充実を図るなかで幼稚園の縮減はやむを得ないとした第7次答申の趣旨は、今後踏襲すべきものとする。ただし、区立幼稚園は私立幼稚園の補完として誕生した経緯はあるものの、家庭や地域の教育力が低下するなかで、幼児教育を支える重要な柱として機能してきたことから、その実績等は区民の貴重な財産として継承すべきものである。縮減にあたっては、就学前教育のさらなる充実を図るとともに区民ニーズにも積極的に応えるため、幼稚園機能、保育園機能、地域の子育て支援機能を併せ持つ「認定

こども園」への移行について、積極的かつ計画的に取り組むべきである。同時に、未就園児の就学前教育の充実に向けて、必要な情報の発信をはじめ、子育て家庭への支援の強化も図るべきである。なお、認定こども園の設置に際しては、保育の地域需要等を十分踏まえるべきである。また、北区の就学前教育の主要な担い手である私立幼稚園については、その運営や保護者に対する支援の充実を図るべきである。以上です。

次に3「審議経緯と主な意見について」(1)部会等での審議経緯を記述しております。

次に3ページをご覧ください。(2)として部会で出ました委員の方々の主な意見を記述しております。第7次答申以降の北区の就学前教育に関して、区立幼稚園のあり方に関して、区立幼稚園の認定こども園への移行に関して、そしてその他の意見、以上4つの論点に分けて記述をしています。

4ページも同様です、後ほどご覧いただければと思います。以上、簡単ではありますが、資料1の就学前教育・保育部会報告【調査審議事項「区立幼稚園の今後の方向性について」】のご説明とさせていただきます。

【会長】ありがとうございます。資料1について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

【委員】4ページ目のところの、「文科省は5歳児の義務教育化を打ち出したが」というくだりの部分ですが、これは基本ラインを示すために公立は残すべきではないかというのはどこに繋がる文章なのでしょう。つまり、義務教育を打ち出したという国の方針と、公立を残す、残さないというのはどういった繋がりであるのでしょうか。ここの意味が分からなかったので教えていただきたいです。

【事務局】ここは部会の審議で出されましたご意見の要旨を掲載させていただいているところです。この考え方ですが、文部科学省が5歳児の義務教育化という事を打ち出しておりまして、そういった中で公立の幼稚園をまったく運営しないということがよいのかと。やはり、義務教育化という事に今後なった場合に、区立幼稚園を運営することによって、区が責任をもって義務教育となった幼児教育を他にも示していくためには、やはり、区として続けていかなければいけないという趣旨です。

【委員】この意見は私が検討会の時に申し上げた意見だと思います。義務教育化というのが出た時に、就学前の教育等いろいろな部分で幼稚園が担っていらっしゃる部分もありますし、私たち保育園が基本として、保育所・保育士の教育的な部分というのも幼稚園の教育要領に基づいた形になってくると思います。子どもたちの教育も公立が教育を担うということは大切な事だと思っています。それで、区としてこれから先もそういったような幼児の教育というような事業を進めていく上で、基本的な教育の形を示していただきたいですし、教育委員会の進め方を示していただくことも大切な事ではないかと考えています。

もう一つは公立と私立とお互いに連携し合ったよりよい子どもたちの教育、保育所によりまして、公立と私立と両方でお互いに連携し合い事業を進めさせていただいております。そういった意味においても公立と私立の両方でお互いに連携し合うことが必要で大切ではないかという考えで、こういった意見を言わせていただきました。

【委員】つまり、公立の幼稚園だと5歳児から入園になるかと思うのですが、そうすると5歳児が義務教育になった場合、それは小学校に入ってしまうのですか。公立の幼稚園が要らないというご意見があったのでしょうか。私立、公立だけではなく、両方連携し合っていくべきだというところの趣旨だったのでしょうか。ここの文章が分からず、義務教育化ということとの繋がりが分からなかつ

たのでお尋ねをしました。確認ですが、5歳から義務教育になるからといって公立の幼稚園がなくなるわけではないということでしょうか。

【委員】この話はニュースや新聞報道で読ませて貰って、文科省の資料があったわけではないのですが、5歳児の義務教育化ということも視野に入れてというお話があったので、やはり公立や区立の幼稚園もあった方がよいと思います。もう一つは他の次世代育成の検討会で公募委員の方々が、区立の幼稚園を残して貰いたいというような意見も強くおっしゃっていたので、公立の幼稚園も大事にされている部分があるのだなと感じました。いろいろな皆さんの意見を考えた時にやはり公立の幼稚園にも残っていただいて、我々の教育的な部分の基本的な形として示していただければよいのかなと思います。4、5歳がそうなるとは具体的な話が進んでいるかは未確認で、存じ上げません。

【委員】この義務教育のところの打ち出しは決まったものは今のところないと思うのですが、背景として海外の教育でオランダですと、5歳から義務教育がスタートしてそこからどのようにコミュニケーションを取るか等が当たり前に行われている学校があって、様々な調査をしてみても学力が高く、注目されています。公立云々というよりは、義務教育は何歳から始めるべきなのか、ということで5歳から始めるべきではないかというのは検討するべきという流れかと思います。

【委員】この検討会では直接関係ないかもしれませんが、沖縄はアメリカ軍が統治している期間が長く、今でも5歳児で幼稚園に入るそうです。ですから、保育園は5歳児になるとかなり減ります。幼稚園教育を受けて、それから小学校へ上がるという形が今でも慣習的に続いています。日本でもあながち捨てきれていないのではないかと思います。

【副会長】ご意見がとても活発に出されていて、今、ご説明いただいた通りと思います。会議の時に義務教育化という事が話題に出て、今現在は無償化という形で予算要求がされていると思うのですが、その背景には5歳から小学1年生の学校教育制度の壁を少しでも低くしようという形です。今すぐに学校教育制度が変わるというよりは、幼児期の教育の良いところと遊びながら学ぶことを5歳から1年生の過程の中でしっかりと教育を行う側も見ておきましょうということで、今、きらきら0年生で進めている事がまさにその通りで、それは公立私立関係なく、5歳から1年生でおこなわれていることを確保していく事が大事だと思います。これまで公立幼稚園が培っていたものをいかに有効に行うかという形で提案されてきましたので、そういった事も踏まえて、これからの北区の子どもたちの就学前の教育の充実の為にはこういった公立の役割を考えるべきではないでしょうか。というご意見だったと思います。

【会長】ありがとうございます。この点はよろしいでしょうか。他にはありませんか。それではよろしいでしょうか。よろしければ、この資料1「区立幼稚園の今後の方向性について」を子ども・子育て会議として、区長、教育委員会に対し答申として報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【事務局】では、この報告につきましてご了承いただきましたので、この後の議案でも説明があると思います。北区子ども・子育て支援計画2015、こちらにも反映させていく必要があります。例としては、区立認定こども園の設置に関することについてですが、具体的にはこれから検討していく事となるわけですが、開設年度などについては平成29年度を想定しておりますことを報告させていただきます。

【会長】ありがとうございました。それでは次の議題にいきます。(2)「北区子ども・子育て支援計画2015(案)」についてです。事務局より説明をお願いいたします。

(2) 「北区子ども・子育て支援計画 2015 (案)」について

【事務局】資料 2-1 です。前回会議までにいただいたご意見や区役所内で調整をさせていただき、修正を加えたところ分かるように赤字で表記しています。主な変更点や修正点につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。文言や表記の不統一があるというようなご指摘がありました。そちらは修正をしていますので、その部分の説明は省略させていただきます。

では 1 ページめくっていただいて、目次からご覧ください。第 4 章部分では赤字が入っていますが後ほど説明させていただきます。第 5 章、第 6 章はタイトルが違っていたので修正しています。今回、「資料編」という形で付けた部分があります。これは今まで記載をしていなかったもので、今回追加で付けたものということで赤字になっております。

第 1 章 1 ページ、「計画の策定にあたって」ということで、計画策定の背景と趣旨の部分です。前回の会議で、少子化が進行してどんな影響があるのかと言った部分の記述がないのではないかといったようなご指摘がありました。また、今回の子ども・子育て支援新制度の「保護者が子育てについての第一義的な責任を有する」というところが入っていなかったというご指摘をいただいておりましたので、その部分を追記しました。それが赤字で加えた部分です。

次に 3 ページです。計画の位置づけのところですが、マルの 3 つ目では赤字の部分を加えておりますが、本計画は、区政の基本的方針である「北区基本構想」を踏まえ、「北区基本計画 2015」「北区中期計画」などの上位計画や、「地域保健福祉計画」をはじめとした……というところで、少し基本構想と基本計画と今回の計画の関連性が分かるように説明文を追記しているというような形になっています。第 1 章は以上です。

次は 5 ページです。「子ども・子育てを取り巻く現状・課題」というところで、特にここでは大きな修正はありませんでしたので、説明は省略させていただきます。

37 ページまでお進みください。子ども・子育てを取り巻く現状を踏まえた課題ということで整理をしていく部分です。

39 ページの「未来を担う人づくりのため」とありますが、ここに関しましてはご覧いただいた通り、かなり教育に関する記述を加えたということで赤字が多くなっています。

また、42 ページまで進んでいただきますと、(4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援のためという課題のところでは 42 ページの後の特別支援教育に関連する記述ということで追加をさせていただいたところです。以上が第 2 章です。

46 ページの第 4 章の次世代育成支援行動計画の施策目標 3 「未来を担う人づくり」につきまして、記述を変えていますので赤字で修正をしています。

49 ページ、50 ページ、こちらは次世代育成支援行動計画の体系図です。

50 ページの方を見ていただくと、個別目標を記載しています。四角の囲みの 4 つ目のところ、「特に配慮の必要がある子どもと家庭の支援」というものにぶら下がってくる個別目標のところ、③に赤字があります。ここは以前は「障害がある家庭への支援」という記述をしておりました。今回は「障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援」というように、修正をさせていただいております。理由としましては、いわゆるグレーゾーンと言われる子どもたちも対象として支援をしているといったこともあるので、障害という言葉にしまうと対象がやや狭くなってしまいうということもありまして、こちらの個別目標を修正をさせていただきました。それは先ほど目次の部分でも、赤字になっていたところです。

次に、51 ページの個別目標別事業ということで、それぞれの施策目標と個別目標とそれに関連する主な取り組み事業という形でまとめているところです。個別目標を説明するリード文に修正を加えているところがありまして、赤字になっています。主な取り組み事業につきましては、今までなかなか示せなかったということがあって、今回入れ込んだということがあり、51 ページ以降を見ていただくと、事業名、事業内容の説明が赤字になっているのは、今回初めて追記しているからということです。主な取り組み事業ですが、各個別事業の中で、重点をおいて取り組む事業というものを大体二つか三つ程度ピックアップし記載をしています。各事業の説明は省略させていただきます。

61 ページをご覧ください。ここで主な取り組み事業の二つ目や三つ目を見ていただきますと、アスタリスクで「プロジェクト名検討中」という記載をさせていただいています。例えば、二つ目の「イングリッシュサマーキャンプ事業」・「新聞大好きプロジェクト」・「ALTの配置」とあり、「プロジェクト名検討中」とありますが、このプロジェクト名につきましては、現在検討中という状況です。このお示しの三つの事業を束ねた形で一つのプロジェクトとして名前を付けていきたいというように考えておりまして、この様な表記にしているということでございます。このプロジェクト名の名称は、次回、皆さまにお示しする時には具体的な名称が記載できる予定です。いくつか、こういった表記のところがございます。では、第4章は以上です。

第5章になります 71 ページですが、第5章「子ども・子育て支援事業計画」の部分でございます。1と2につきまして修正はありませんが、3の72 ページ人口推計のところですが、説明の文を区役所内で調整をしまして、その結果記載を修正し赤字になっています。数値そのものは変更ありません。

74 ページまで進みまして、ここからは幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期となります。赤羽地区に関しまして、今までと変更はございません。

75 ページ、滝野川地区は赤字で表示をしているところがいくつかあります。今までは計画の4年目、平成30年度になってやっと待機児童が解消するというような計画をしておりました。ただ、東京都でも29年度までに待機児童数ゼロを目指すという方針を打ち出していることでもありますので、北区でも1年でも早く待機児童がゼロとなるような形でなんとかできないものかということで方策を探りました。その結果、認可の保育園で30名程度の定員の拡大ですとか、小規模保育を一か所整備していくということで、何とか計画の3年目の平成29年度には待機児童が出ないような形でできました。そういった意味でここは修正をしまして、赤字で記載をしています。

76 ページをご覧ください。こちらは幼稚園、認定こども園、教育の部分の量の見込み、確保の内容ということで記載をしています。実際、他区市町村からきている子どもも北区は結構いらっしやいます。そういった意味や広域調整の部分も加味いたしまして量の見込みところのでも他区市町村での子どもの見込み分確保の内容につきましても、他区市町村のお子さんの分として記載をさせていただきました。広域調整につきましては他区と情報交換をして検討をする必要があると思っております。今後、皆様にお示しする時に多少変更が加わる可能性があります。今は調整中ですので、ご理解いただければと思います。広域調整についてどうするか実際にいくつか北区に対しても相談が来ていますが、少しお時間をいただければと思います。

次に、77 ページです。ここからは地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容その実施時期ということです。利用者支援事業についてご説明をさせていただきます。まだ、調整中の部分もありますが27年度から着手をしていきたいということで、この部分は今までと変

わりがありません。今後の方向性のところで記述を変えた部分がありますのでそこは赤字で示しています。その他の事業につきまして、数字の再精査またはその他修正を加えたところがありまして、その部分は赤字になっています。

そして、ページを進んで、91 ページからは資料編となっています。資料編の一番初めに計画事業の一覧とありますが、今回は資料 2-2 として別綴じでお配りしています。こちらが資料編に入り込むことをご理解いただけたらと思います。事業名のところが網掛けになっているところがあります。それは各個別の事業の主な取り組み事業となってピックアップさせていただき、事業内容と所管課としてまとめています。以上で説明を終わります。

【会長】ありがとうございました。それでは今の資料 2 と資料 2-2 のところで何か質問はございませんか。

【委員】二点、意見があります。2 ページの「計画の策定にあたって」の中でぜひ追加してほしい文言がありまして、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針案の第一の子ども・子育て支援の時期に関する事項の中で、「子どもの最善の利益が実現される社会」という言葉があるのですが、2 ページの「このような課題に対応し」の後に、「子どもの最善の利益が実現される社会」という一文を加えていただければと思います。全体的に読んで、「育てる側」の記述はあるのですが、「子ども側」の記述がないと思ったので、ぜひ、この 1 文をお願いします。

それから、39 ページ(3)「未来を担う人づくりのために」というところですが、こちらにもぜひ足していただきたいと思うのが、「自己肯定感を高め」という言葉を例えば 39 ページの「社会性を育むとともに」の後に入れるか、もしくは 40 ページの「豊かな人間性を育む」の後にに入れていただけたらと思います。

63 ページの「こころとからだの健全な成長への支援」のところでも自己肯定感という言葉ができますが、ぜひこちらにも入れていただければと思います。以上です。

【事務局】そこは入れ込めるとしますので、次回の時に修正を加えたいと思います。

【委員】ネットワークの我妻です。何点かございます。まず 20 ページ、ここで急に「女性の就労状況」というページがあり、ここで女性の年齢別それから未婚既婚とありますが、結婚している女性でもお子さんのいない方もいて、これが子ども・子育てにどう関係するのか、何か説明が必要ではないかと思います。例えば、家事や育児の負担が女性に偏る等、それで仕事を続けられない事が問題になっている等、何もないと子育てのところで急に女性の就労のグラフが出てきても唐突かと思えます。例えばここに、子育て家庭とそうでない家庭の対比があればまた違うとは思いますが。

次に、今、大塚委員からも意見がありましたが、63 ページの「子どもが自己肯定感と権利の主体としての自覚を持ち、その人権が尊重されるよう」とありますが、下の主な取り組み事業が乳幼児健康診断診査と食育講座で、どの事業で表すのか分からなかったのも事業一覧を見ました。10 ページ、人権と名のつくものであれば恐らく 1 番、2 番、3 番だと思いますが、「1、小学生の「人権の花」栽培活動」、「2、小学生の「人権メッセージ」、「3、中学生の「人権作文」」。この三つでこういった目的が達成されるのか非常に疑問があります。これは全て子どもが行うことで大人向けの事業はどこにあるのか、今後予定があるのか分かりませんが、ずいぶん弱いと思います。子どもたちにはワークショップを通して、自己肯定感と自分の権利のあり方、大人に向けてそういった意識を持つのか、子ども同士でどのように接したらいいのか、学んでいく事が大切かと思うので、主な取り組み事業のところで何か権利の、人権の事を書き足すか、あるいは事業について少し考え

ていただけたらと思います。

それから、68 ページで「生活困窮家庭への支援」で学習支援に取り組むということがありますが、具体的にどういった学習支援するのか見えてこないという事と、事業内容表の中の二行目、「子どもの高校進学に対する動機付けを行う」とありますが、どんな事をして動機付けをするのか、読んでいて伝わらないと感じました。以前、保護司の研修で生活福祉課の方のお話を聞いて、生活保護世帯の中学生には塾の費用の助成があつて3年生は少し上乘せをするという話を聞いてほっとしました。そういった事も載せるといいかと思ひます。

そしてこれは質問ですが、65 ページ①の「児童相談所の移管を見据え」とありますが、これが何か分からなかったので説明をお願いしたいのと、ここに何か書かないと読んだ人が分からないのではと思ひます。

そして 57 ページ、前に事業評価の時にも同じような発言をしましたが、地域づくり応援団事業というのは北区のまちづくりの為の事業を地域振興課が募集しているもので、政策提案協働事業も含めて子育て関連の枠があるわけではなく、応募してきた中から選んでいるわけで枠があるならよいのですが、子育て関連事業として見込みと目標を数が出せないのはそういった理由にあるかと思ひますが、これを子育て支援のところに載せるべきものであるのかどうか疑問に思ひます。

それから 40 ページ、「関係機関と連携しながら」とありますが、これはどのように言った事を念頭に置いて「関係機関」と書いてあるのか、聞かれたら答えられないので具体的な事を書いていただけたらと思ひます。それから「連携」というのは何か、「こころとからだの問題」とは何か、もう少し具体的な事を書いた方がいいのではないかと思ひます。

最後に 52 ページ、「相談窓口の連携」とありますが、これは何か、相談窓口同士がどう連携するのかあるいは相談窓口同士が連携するのか、ここも具体的に書かないと意味が分からないかと思ひます。以上です。

【会長】ありがとうございます。事務局からありますか。

【事務局】まず、ご質問というところでは、児童相談所の移管は説明を追記することでよろしいでしょうか。

【事務局】児童相談所の移管のところですが、現在の児童相談所は東京都が実施をしております。ですが東京都から 23 区に移管する事務の一つとして挙げられているのですが、なかなか進まない状況です。23 区としましては東京都に児童相談所の移管について求めているところであり、移管はいつになるか分からない状況なのですが、準備が必要だということでこのようにさせていただきましたが、説明不足の点もありますので、この点についてはもう少し詳しく書かせていただきたいと思います。以上です。

【事務局】26 年度見込みが出ていないところが他にもあるかと思ひますが、今後入れ込みたいと思ひます。例えば 57 ページのご指摘いただいた「協働による地域づくりの推進」のところ、確かに子育て関連の枠というものはこの事業の中で取っているわけではないのですが、26 年度における見込み値は入れると思ひます。ただ、ある程度増えていくような目標を立てていくというのが子ども・子育ての施策を推進していく上では大事なかというように思っているため、そういった意味でも主な取り組み事業として取り上げ、31 年度の目標というものも今よりも増加しているような状況をつくっていききたいという思ひで、ここにピックアップしています。それから、「関係機関と連携」のところは、もう少し表記を工夫できるか検討していきたいと思ひます。生活困窮家庭での支援のと

ころで少し事業のご質問があったかと思いますが、説明をさせていただきます。

【事務局】 事業内容についてここでは大枠のお話をさせていただいたのですが、具体的な内容としては委員のお話にもありました、塾助成についての推進をこれからもしていきたいという内容になっています。分かりにくいということですので、もう少し表現の仕方を工夫したいと思います。以上です。

【事務局】 それから 20 ページの女性の就労状況のところも、女性の就労状況を取り上げた理由も追記していく形の方がよろしいですか。こちらは検討させていただきます。

【委員】 就労状況のデータを説明するという事ですが、労働力率が下がる理由を実際アンケートしていないのであれば、推論で決めつけてしまう事にもなりかねないので、説明の文は慎重にした方がよいと思います。データはこちらで勝手に決めつけない方がいいと思います。

【会長】 あと 63 ページのところはありませんか。子どもの権利活動の大人向けはどのようにするのか、如何でしょうか。

【事務局】 今、個別目標に関連してくる事業に区役所内で全部調査をかけて精査をしたのが資料の 2-2 です。ご指摘のとおり、10 ページの、お子さん向けの事業のみがピックアップされているというような形で、大人向けの事業を区の方で何か取り組んでいるかですが、もう一度確認はさせていただきます。

【会長】 他にありますか。

【委員】 最初にわざわざ書いているので、きっとこれらの事業をしてくれると読んで人は思います。ただ、大人向けの事業がないのであれば、ただ書いてあるだけとなって、それならば書かない方がよいのではないのでしょうか。あるいは今後これから大人向けのものを考えていきたい等、今は無理でも考えていきたいということであればよいのですが、まるで事業をするかのように錯覚を起こすので、できないことはできないと書いた方がよいです。これだと、してくれるみたいですよ。してくれると期待してしまいます。

【事務局】 人権週間で人権講演会等やっているの、そこをどうするかという事も含め、検討させていただきます。また、ここに記載してある事業については、対象としては小、中学生ですが、間接的にはありますが、保護者に伝わっていく事もあるかともとらえています。63 ページのリード文については少し検討させていただきます。

【会長】 他にありますか。

【委員】 初めにこの会議を開いた時に、児童憲章を掲載されたらどうかという話をしました。要するに、我々がやっている子どもたちのいろいろな権利や大事にする事といった基本的なところが児童憲章です。それから、先生の方から話がありましたが、子どもの権利条約についても掲載をされたらどうかと思います。第 3 章の 44 ページの冒頭の部分、これを進めるには、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を 4 つの柱としたというのは、子どもの権利条約の内容を踏まえたものでつくっていらっしゃると思いますが、児童憲章と子どもの権利条約を資料でも冒頭でもいいので掲載して、北区の子ども子育て対策の基本として示されたらどうかと考えています。

もう一つ、1 ページの真ん中の赤字の「少子化については」のところですが、何か文章がすっきりしないです。では、どこをどうしたらいいかとなると困りますが、「少子化については、人口減少による社会活力、経済力の低下、これに伴う国や地方の財政状況の悪化、世界における日本の存在感の低下」とありますが、「世界における日本の存在感の低下」とはどういった事なのか、「子ど

もの自主性や社会性が育ちにくい事等が懸念されています。少子化がもたらす危機的状況は、非常に切実であり、社会全体でのワーク・ライフ・バランスのさらなる推進や、仕事と子育ての両立支援」とあり、「ワーク・ライフ・バランス」と「仕事と子育ての両立支援」というのは同じ意味なのかと、違う意味として書いているのかと感じましたし、「子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての一層の取り組みが重要です」という結論なのかと感じました。これは男女共同参画の計画ではないので、例えば、女性の地位向上や社会進出ということ盛り込む必要があるのか、それともそのために子育ての対策が必要だということ、では女性だけが子育てをするのかというようなあらぬ懸念が読んだ方にもたれるのもいけないです。どういう言葉を使ったらよいか思いつきませんが、そういった印象です。

もう一つ、事業一覧でいろいろと細かい事業が載っていますが、これについてここはどうか、こうした方がいいという検討はどこでされるのですか。今言っても構わないのですか。一番言いたいのは一時保育のことで、11番にある「保育園で保育します」とありますが、待機児童解消で園児数が床面積基準いっぱいばいばいのところがほとんどです。よく、公募委員の方から一時保育を何軒も断られた友達がいるという話を聞きますが、一時保育のお子さんは集団に入って保育をするということはなかなか難しいです。マンツーマンに近い形で保育をさせていただくような形を取っています。ですから、保育士のローテーションの具合や保育士も労働者ですから休暇も取りますし、家庭の都合もあるなかでその日に一時保育ができるのか、本体の保育に影響が出るようではお預かりできないというのが現場の本音です。お題目だけで保育すると言われても何軒も断られたという状況は解決しないと思います。一時保育のやり方を現在の保育園の空き教室で行ったり、担任保育士と一緒に保育をさせて貰うなど、違った形を新しく作って行かないと、いつでも預けたいと思った時に預けられるということは難しいのではないかと現場として思っています。

それと、委員の皆様にお知らせしたいことがあります。北区の待機児童解消はここ5、6年で200人、300人という規模で整備していただいている、23区の中でも一番のスピード感をもって頑張っていると思います。他区から転入してくる現状もありなかなか待機児童が減らないです。ただ、どんどん増やしていただいているので、その事を周知していただけたら現場の人間としてもありがたいです。

【会長】 ありがとうございます。

【事務局】 児童憲章、子どもの権利条約については入れ込む場所は資料編のあたりでどうかと考えています。あとは、最初の計画の策定にあたって1ページのところで前回のご意見をいただいて、合計特殊出生率が減ったからどうなのか、その影響の部分について記述をしたつもりではありますが、ただ女性の社会進出の記述がなかなか上手くいかなかったというのが現状です。我妻委員から女性の就労状況が唐突に出ているとあったので、そこに関連するような流れで1ページ、2ページのあたりに何か入れ込めるとよいのかなと今、思いました。以上です。

【会長】 ありがとうございます。一時保育の件はどうでしょうか。

【事務局】 先ほど言われたような問題意識はもっております。ここには事業内容として書かせていただいて、これをどうやっていくかについては今後検討と言いますか、私としては保育園に限らずという部分も含めて一時保育に対するニーズ確保と実績がございますので、これを引き続き考えていきたいと思っております。

【副会長】 関連して83ページの「一時預かり事業」ですが、会議の中で出てきた話では、幼稚園の預

かり保育を充実させるという話が出ていたかと思います。「今後の方向性」の赤字の部分で「一時的な保育需要ではなく」とありますが、通常の預かり保育を意味しているのかなと思います。しかし、これが幼稚園の預かり事業を推奨しますということになるのかなと思います。一時保育事業と預かり保育では対象者が違いますよね。ここで言わんとしていることは、待機児童解消事業に資することを推進しますとか、「就労している保護者の幼稚園の利用を希望される場合にも」と記載されていますので、恐らく預かり保育ではないかと読んでいて思いました。そういった認識でよろしいでしょうか。

【事務局】言い方が「一時預かり」と「一時保育」と混在しているので、分かりにくくなっていると思いますが、今言っていた通りです。

【副会長】表の「幼稚園の一時預かり」というのは預かり保育の中の一時預かりのことですか。

【事務局】幼稚園の一時預かりの量の見込みです。

【副会長】実質的には幼稚園の一時預かりはやられていませんよね。委員のおっしゃっている「一時保育」と、ここで言われている「一時保育」は違うのではないかと思います。幼稚園の一時預かりの場合、幼稚園に在園している保護者の一時預かりですよね。委員のおっしゃっている一時預かりは地域の未就園の一時預かりだと思います。同じ言葉を使うと混乱してしまいますので、言わんとしていることは夏休みも預かってほしいなど、いろいろな意見が出てきたのかなと受け止めて、幼稚園の預かり事業の推奨なのかなと思います。表の幼稚園の一時預かりの言葉が、もしかしたら、幼稚園関係者に誤解を与えてしまうのではないかと思います。このあたりはいかがでしょうか。

【委員】幼稚園側からすると一時的な預かりというのは、公立幼稚園で実施している延長的なものではなくて、お母さんが病弱であるとか出産の際に幼稚園に空きがあるときに一時預かりを実施しています。そちらの内容だと思っていましたが、先ほど言われたようにここに記載されている文面ですと両方がねじれてしまって別途に書いていただかないと誤解を生じてしまうのではないかと思います。公立幼稚園では預かり保育としてしっかり出されているのではなく、各幼稚園に任されているので年間に数回ということもあります。夏休み中も幼稚園でも預かってくれるのかなと誤解をされてしまうと思います。

【事務局】一時預かり事業ですが、今回の子ども・子育て支援新制度の中の地域子ども・子育て支援事業のカテゴリーの一つとして整理されています。今、幼稚園でやっている預かり保育というのもこの一時預かりというような整理をここではしています。

【委員】保育園の人間からしますと、一時保育の事かなと。幼稚園でも地域の在宅子育てをしているお子さんを預かる制度を始める、それについての企業負担も行っていくというふうに解釈していました。

【事務局】現在では幼稚園の場合、在園児さんを一時保育しています。新制度に移行したときに在園児に限らなくてもよいというような言い方をされています。今まで、一時預かり保育と言っていたものを一時預かり事業のカテゴリーに入れ込んでいくという形になりますが、現在の一時保育と幼稚園が行っている預かり保育は対象や理由が違うと思いますので、少し整理する必要があると考えています。それに対して北区がやっている事業がどの部分になるのか分かるように整理をしたいと思っています。

【委員】一時預かり事業の事業概要、「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の

場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。」とありますので、これは在宅子育てをしている人のための一時保育の仕事だと思えます。それについて幼稚園の一時預かりが書いてあって、一時保育は幼稚園では行われていないと思えます。幼稚園が行っているのは在園児の時間を延長した預かりということで意味が全く違います。これですと、制度の抜本的な変更が必要になってまるで違う制度になってしまいます。幼稚園も在宅で保育をしている方の一時保育をしてくださいということにもなってしまおうと思えます。私立、公立の両方の幼稚園に知らせて確認しないと、冊子が出た後からこれはおかしいということになってしまうので、事務局の方で理解していることを的確に表現してもらいたいと思えます。

【事務局】 整理をさせていただきたいと思えます。

【委員】 先ほどの委員の意見に関連して、十条で子連れOKサロン「ほっこり〜の」というのをやっているのですが、先日も、幼稚園の園長先生がおこなう講演会に行くのに子連れが不可と言われ、預けるところがどこもなく、一時保育に電話をしたけれどもどこも断られてしまいどうしよう、という方が来られたので、お子さんを預かることにしました。

しかし、その子どもを預かるのにスタッフを手配し、その子が泣いてしまうと講座が成立しないので、隣の町内会館を有料で借りて2時間預かり、お母さんはとても助かったと言ってくださいました。そのお母さんとは顔見知りだったのですが、おそらくお金をたくさん払えば預かってくれるところもあると思うのですが、知らない方にいきなり預けるのは不安だという方もいらっしゃると思えます。それでもそのお母さんは意を決して一時保育に電話をかけたのに、断られてとても落ち込んでいました。そのような人たちの駆け込み寺のようなものをもう少し地域でつくれたらと思えました。正直、なぜお金と労力を私たちが負担しているのだろうと思うところもありましたが、長年お付き合いしているお母さんが困っているのを見て、スタッフ一同動きました。そのような、地域の中で場所の確保に協力してくださる方はたくさんいると思うので、連携を持っていくとかということができれば良いと思えます。この事業計画の中でも、「保育園で保育します」というところで終わっていて、何回も電話して断られたことがある人からしたら、この後どのようになるのだろうと感じていると思えます。保育園でできない場合はこのようにしますということを明記してほしいぐらい切羽詰っている状況であると現場では感じていますので、それを伝えたいと思えます。

【事務局】 事業そのものの課題もあると思うのですが、その人のニーズに応じたサービスを提供していくことも大切だと思えます。その部分については利用者支援事業を立ち上げて、利用者のニーズに合った支援ができれば紹介もできると思うので、その充実も含めて検討していきたいと思えます。今回の計画でどこまで充実できるか分からないですが、ご意見として受け止めさせていただきたいと思えます。

【委員】 58 ページ、59 ページの子どもの防犯対策について質問をしたいと思えます。子育てに関する事業がいろいろできてくる中で、不審者や子どもへの声掛け事案というのは保護者同士が話していて、少しでも情報発信をしていただきたいところです。全国でいろいろな報道がされる中で、ニュースにならない部分がたくさんあると思うのです。その中でこの 58 ページの「子ども見守りネットワークの構築」や、59 ページの「子ども防犯教室」について、危機管理課が所管でやっているのですが、「子ども見守りネットワークの構築」には「小学校や保育園、児童館等の関係施設へ」と記載がされており、「子ども防犯教室」も「保育園や児童館」となっています。そして、計画事業一覧の 5 ページの防犯に関する記述にも、小学校や保育園となっているところがあるのですが、幼

稚園への防犯に対する情報発信や防犯教室などはやっていらっしゃるのでしょうか。幼稚園は保育園等に含まれているのですか。

【事務局】幼稚園で実施しているかは確認します。やっているのであればしっかり記載をしたいと思います。

【委員】公立幼稚園では安全指導授業というのが年間計画の中にあり、警察と連携して防犯教室を行っております。

【会長】よろしいですか。

【委員】計画事業一覧で新しく増えた事業や、変更した事業が分かるような印があるとよいと思いました。また 13 ページの「副籍制度の推進」ということで、「都立特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち」というところで、具体的にどのようにお考えでしょうか。イベント的な交流だと副籍を持つ必要はないと思うので、教えていただければと思います。

【事務局】事業のところで、新規のところは「新」を入れるとか、充実したところは「拡充」と入れるなどの方法はあると思いますので、できる限りそのように記載したいと思います。

副籍制度の推進については、学籍は一人に一つしかなく、特別支援学校に在籍している子どもは本籍が特別支援学校にあります。しかし、バスなどで通うのでなかなか地域の方と知り合う機会が少なく、特別支援学校を卒業した後は地域で生活をしていくので、学校に行っている間は地域との関係が薄くなってしまいうことがあり、それを何とか埋めていくためにこの副籍制度ができました。交流の仕方は子どもの障害の状態によって変わりますが、イベントや、事業の中に入り込んでいって一緒に地域の学校でその生徒と授業を受けるなどにより、地域とのつながりをつくることを目的としてできている制度だと思います。しかし、現状がどのような形であるのかは教育指導課が所管なので分かりかねます。北区は 23 区の中では取り組みが進んでいる方だと認識しています。

【委員】66 ページのひとり親家庭の支援について、主な取り組みの中に情報の提供や手当の支給があるのですが、そこに含めて、ひとり親に対しての就労支援も入れていただきたいと思います。支給のみに頼ってしまうと、子どもは親が働く姿を見ないで育ってしまい、子どもが働く年齢になった時に自分も働かなくても何とかするという気持ちを持ってしまうと、子どもへの教育の面から見ても非常に問題があります。いろいろな事情があるので皆さんが働くというのは難しいことあると思いますが、親が働いている姿を子どもに見せるのは非常に重要だと思うのでご検討をお願いします。

次に 69、70 ページのワーク・ライフ・バランスについて、こちらは連合の方針と一致しているのでぜひ推進していただきたいと思います。その中で、①について、区内の企業へパンフレットなどを配ることにより理解を深めてほしいと思います。②について、積極的に取り組む企業という話があるのですが、評価や支援をしてくれる制度があるのは嬉しいので、実現できるように取り組んでいただきたいと思います。③について、「イクメン講座」や「イクじい・イクばあ講座」というのがありますが、広く地域での子育てにつながると思うので、年配の方は自分の孫だけではなく、ボランティアなどで孫世代と関われるような制度があればよいと思います。ご検討をお願いします。

最後に、全体のことに関して、前回の会議で、会議の回数を増やしてほしいと要望し、事務局からスケジュール的に難しいという回答をいただきました。これについては止むを得ないのですが、そうすると、資料の送付時期について言いたいと思います。私に届いたのは先週の土曜日で、会議

の4日前でした。それだと読み込む時間が少なく、私たちに考える時間をもう少しいただきたいので、そこについて考えていただきたいと思います。

【事務局】66 ページのひとり親家庭の就労支援について記述がないということですが、実際に北区ではひとり親に対する就労支援をしており、資料2-2の12 ページに記述をさせていただいております。これを主な取り組み事業の中に入れるかは今後検討していきたいと思います。

【事務局】69 ページの②について先ほど出た意見に関して、これはすでに3年間やっており、今まで10社認定しています。これは大事な事業ですので来年度以降も続けていきたいと思います。

【事務局】イクメンやイクじい・イクばあ講座について、今年度も同様に事業は実施させていただき、女性の社会進出には男性の育児参加が欠かせないということで、イクメン事業は4年目なのですが、参加者が年々増加しています。イクじい・イクばあ事業は3年目なのですが、増加傾向です。1回のみ講座ではなく、工作や料理なども行いながら、少しでも女性の育児を助けるために実施しています。自分の孫の面倒を見るというのが主流ではありますが、ぜひ、地域の子育てに対して困っている人へのアドバイスもやっていただきたいというのは講座の中で伝えています。

【事務局】会議の回数が増やせなかったことに加え、資料の送付が遅くなり申し訳ありません。今回の会議での意見や現在策定している北区基本計画2015と調整を図る作業が残っているので、その部分を修正したものをもう一度皆様に送付したいと思っています。できれば11月中旬までには送付したいと思っていますが、その時には1週間ほど時間をとって確認していただけるようにしたいと思っています。

【委員】70 ページのイクじい・イクばあ講座の事業内容について、祖父母向けではなく祖父母世代向けなのですね。孫がいる人だけでなく、自分の孫がいなくても参加する方もいます。去年私の夫が参加して、その資料を見ていたのですが、そこには自分の孫だけでなく地域の孫も育てるということがしっかり書いてあり、講師もそこをはっきり言っていたようなので、夫婦でとてもよい講座だと感じました。ここに明記はされていませんが、実際には孫がいなくても地域の子育て支援に向かうような内容になっていると思います。

【委員】55 ページに「経済的負担の軽減」と書いてあります。前回の会議でも申し上げましたが、未就園の家庭への支援について記載をしていただきたいと言ったのですが、明記されていません。そのため、このリード文の中でどこの部分がここにあたるのか教えていただきたいです。また、資料2-2の計画事業一覧の個別計画の(5)のどこの部分がそこに入るのかご示唆いただきたいです。

【事務局】一度確認をしたいので、よろしければ次の質問をお願いします。

【委員】59 ページの子どもの安全を確保する活動の推進ということで、これも前回の会議で申し上げたのですが、私立幼稚園でも給食として、搬入給食という形をとる場合があります。自園で給食室を持っていない場合は東京都が主体で放射線量の調査をやっていましたが、私立幼稚園の給食についても安心・安全なもので、産地の明確化などをお願いしたつもりなのですが、こちらでは安心・安全な給食の実施ということで、「保育園及び小中学校で実施」と、残念ながら書かれています。個別目標の冊子の6 ページにもそのような記載がされていません。載せられない理由があれば教えていただき、そうでない場合は追記をお願いします。

【事務局】給食の放射線検査については2園の私立幼稚園で検査をしました。来年度以降については実施を見送る予定です。東京都で実施していた放射線検査も昨年度で終了していると同時に、東京都の食品では過去2年ぐらい基準を超えたものが出ていないということ、北区では3年間実施してき

て一度も基準を超える食品が出なかったことを踏まえて、来年度は実施しない方向です。

【委員】放射線に限らず、材料の品質管理の部分も注意を払っていると思うのですが、北区の私立幼稚園でも給食室を持っている幼稚園がありますし、搬入給食だから業者任せというわけにはいかない部分もあるので、そのような部分で私立幼稚園も同じ土台に上げていただきたいというのを根本に思っているのですが、ご検討いただければと思います。

【事務局】59 ページのリード文の保育園・幼稚園、学校の給食というところで幼稚園は入れました。主な取り組み事業としては区が実施している事業を記載したので、私立幼稚園などに対して区が何かしているということはないのでここには入れていません。

【委員】冊子2-2の10 ページの健康診断関係について、前回の次世代育成支援行動計画の中でも申し上げましたが、これを拝見すると幼稚園に入る前の子どもについては3歳児検診まで区がしっかり診て、その後については、保育園に行けば保育園の責任で、幼稚園に行けば幼稚園で健康診断を受けるという話だったと思います。歯科については歯科医師会からの援助もあって、このような事業が行われていると聞いていますが、健康診断について私立保育園の園児も見えていただくような手立てがないかお願いをしています。そこで、健康診断の実施主体は各私立保育園になると思いますが、経費の出方が私立と公立とでは違うので、今後、私立幼稚園が同じような恩恵を受けることができる土台に乗ることができるのか伺いたいです。

【事務局】私立保育園と幼稚園の園児に対する健診の違いについてだと思っておりますが、保育園は各自治体に実施責務があるところが一番違うと思います。あとは、お金の面の問題も大きくなってきますし、現時点ではご意見として承りたいと思っています。

【委員】ありがとうございます。ぜひ、それが1つでも実行できるように願いながら意見として記録して頂きたいと思います。

最後に、13 ページの12「巡回指導員の派遣」ということで、現在も希望する私立幼稚園に巡回指導員を派遣していただきありがとうございます。おかげ様で頼りにさせていただいておりますが、残念ながら「希望している園に」ということで、希望しない園はあるかもしれませんが、できればここは「全園」と記載していただき、すべての幼稚園にまわることができるような制度だけは整えていただき、必要ない場合は使用しないという選択肢を残すのはいかがかと思っております。それに関連して、「区立幼稚園の特別支援児の受け入れ」ということで、積極的に受け入れをしていただいていると思うのですが、私立幼稚園も同様に支援の必要な子を積極的に受け入れています。しかし、そこには区立幼稚園と同じように経費がかかっており、これは都や区の補助金に依存している部分はありますが、しっかりとした人材をフルタイムで子どもに合わせようとするだけでは足りないのでは、区立幼稚園と同じように私立幼稚園にも補助や制度を検討していただきたいと思っています。

もうひとつ、18番の「就学支援シートの作成・活用」ということで、私たちは幼稚園で指導要録を書いており、卒園にあたっては各小学校に送付をしています。特別な支援が必要なお子様についてはここにしっかり記載をして送付していますが、その活用がどのようになっているか正直、分からないです。ここで何パーセントが見ているのかという回答が欲しいわけではありませんが、私たちが行っている業務が見られていないというのは困ります。就学支援シートについてここで書かれているということは、そのような部分を心配されている保護者と、受け入れる学校の体制づくりのために活用したいのかなと思います。このようなしっかりとした制度ができていて、北区はあり

がたいと思いますが、それ以前に要録の活用も同時に進行していただけるようお願いしたいです。

【事務局】13 ページの12「巡回指導員の派遣」について、希望する園に、という記載がされていますが、全園から希望があればもちろん全園に行くので、記載に関してはご意見を踏まえて検討したいと思います。特別支援児の受け入れについて私立幼稚園でもしているとのことや補助金についてもご意見としていただきたいと思います。就学支援シートと要録の活用についてもご意見としていただくということでもよろしいでしょうか。所管の教育指導課にしっかり伝えておきたいと思います。

【委員】資料2-2の3ページの9「特別育児相談事業」に「発達に心配のある児の親子を対象に」とあるのですが、こちらはおそらく、いろいろな場合を想定し受け入れられるようにこのような記載になっていると思うのですが、いわゆる未熟児である低体重児や早産児をもつ親子も想定されているのでしょうか。

【事務局】低体重児のお子さんなどは含まれていません。

【委員】そうすると、そのような子どもをもつ親子に対する相談の場を特別に用意はしていないということでしょうか。

【事務局】そのような場合の相談については、区内に3か所、健康相談係がございまして、そこに保健師がいますので、随時電話や窓口等で相談を受けているので、遠慮なくご相談していただければと思います。

【委員】9「特別育児相談事業」に対する私の理解では、発達等に関する相談を直接、専門の方に伺うことを目的としてあると思うのですが、それ以外に似たような境遇の方同士の交流という意味もあると思っていたのですが、そのような意味もこの事業に含まれていますか。

【事務局】「ツインズ・イン・北区」という、双子のお子さんをお持ちのご家族でグループワークをやっていますし、「びよんびよんカンガルーの会」という、具体的な対象のお子さんが思い出せなくて申し訳ないのですが、同じようなお子さんをお持ちの家族が集まってグループワークを行い、意見交換や相談をしている事業があります。

【委員】分かりました。そうすると、相談以外で交流なども目的としてあるということですね。私も息子を2か月以上早く生まれました。その経緯から、出産直後に孤独を感じた記憶があります。病院では免疫が低いのでなるべく外に出すなど、びっくりするくらい注意を受けるのですが、そのようなこともあり、他のお母さんと交流をもつことができなかつたです。私は、同じような境遇のお母さんがいると思い、北区ニュースなども確認してそのようなグループで集まって相談する場がないのか見たところ、この「びよんびよんカンガルーの会」が目にとまりました。そこにはっきり「発達に心配ある子を対象に」と書かれていて、その時に私は対象ではないと思い参加しなかつたのですが、早産や未熟児だと発達に心配があるので、もしかしたらここに参加して気が楽になるような機会がもてたのかなと何年かして思ったので、もし、ここにそのような親子を想定しているのであれば、未熟児養育医療助成の申請時にでもそのような場があると知らせてくれたら違ったのではないかと思います。しかし、低体重児が想定されていないとのことなので、少し残念だと思いました。私の理解だと、そのようなお子さんは増えていくと思います。しかし、第1子の時は周りに言いにくく、似たような仲間を見つけにくいのです。それでさらに「病気になりやすい」という医者言葉があればそのような場に行きにくいので、できれば心理的な負担を減らすことができるような仕組みや場があればよいと思います。病院によってはそのような場があるところもあると聞いているのですが、すべての病院にあるわけではありませんので、そのような場があったらと思います。よろ

しく願います。

【事務局】所管の方にも本日の意見を伝えたいと思います。また、先ほどの「ぴよんぴよんカンガルーの会」について、こちらは発達に心配のある子どもについての交流会ということで設けております。最近の状況として低体重のお子さんも結構いらっしゃるので、所管の方にしっかりと伝えたいと思います。

【事務局】委員の1つ目の質問に対してです。55ページの「経済的負担の軽減」のところで、未就園児に対する経済的負担の軽減策がないのかというご指摘だったと思うのですが、55ページの一番上では「子どもの医療費助成」について記載させており、これは0歳から中学3年生までが対象ですので、未就園児ももちろん対象となります。また、主な取り組み事業にも子ども医療費助成について記載しています。加えて、資料2-2の3ページの経済的な負担の軽減のグループに入る事業ということで整理をしているところで、1つ目には児童手当の支給があり、所得の制限はありますが、こちらも未就園児を対象としている事業です。

【委員】主な取り組み事業がいよいよ出てきたなと思ったのですが、これについて議論をするのは今回で終了ということですか。

【事務局】基本的に今回いただいた意見を踏まえて区役所内で調整したものを11月中旬には皆様に送付をして、確認をしていただこうと考えていますので、このような場で議論していただくのは今回が最後になると思います。

【委員】ちょっとだけ要望等をお伝えしたいと思います。委員からも資料が遅かったという意見があったのですが、主な取り組み事業がこれで相応しいのかこの場だけで決定するというのは非常に残念です。具体的な事業一覧が出てきた中で、正直なところ、私たちの意見や今感じられるニーズが落ちているように思う一方で、新規でそのようなものが盛り込まれたのか、あるいは現状で展開していたものをどのように選択・収集して改善されたのか見えてこないもので、これはこれで進むとしても、26年度の計画事業一覧で新たにどのようなものが生まれたのか、どのようなものを廃止したのか、今後改善したものが具体的にどのようなものなのかを明記して、今後のこのような場で議論されていくべきだと思います。

また、新規のものが分かるようにという意見がありましたが、それと合わせて、どの年齢層にこの事業が展開されているのかよく見えないと思います。今、いろいろなニーズを拾った中で見えてきたニーズについて言ってきましたが、25ページや34ページに出てきたニーズで保護者や子どもが勉強や進路に大きな悩みを抱えていることが分かっている中で、柱である「未来を担う人づくり」の中でどのような事業を展開しているのか具体的に見ていくと、先ほど我妻委員から意見のあった「こころとからだ」のところで、大人に向けてどのような発信があるのかという時に事業がないことや、あるいは子どものところについて、トップアスリートの教室はよいと思うのですが、これからどのようなキャリアを考えていくべきなのか、どのようなコミュニケーション能力が必要なのかということや、具体的な勉強指導をどのような場と方法で子どもや保護者たちがその不安を解消していけるのか、もう少し具体的な事業に落ちていくべきだと感じます。

62ページについて、既存のものを持ってきてはいないと思うのですが、この取り組み事業に納得がいけないので、もし機会があれば意見に対してどのように応えていくのか示していただければと思います。加えて、前回から訂正したものは赤字で反映しているとのことでしたが、78ページの数値と80ページの数値、学童クラブの4から6年生の量の見込みが変更になっていると思うのです

が、黒字表記になっているのでどちらが正しいのかご確認いただければと思います。

【事務局】ありがとうございます。主な取り組み事業は今回の資料で初めて出せたのですが、議論の場が今回限りということで申し訳なく思っています。皆様からいただいた意見はもちろん踏まえて事務局で案をつくり込んでいき、その後で基本計画や各所管と調整を図りながら主な取り組み事業を絞り込んできたという経緯があります。

また、80 ページの数値が変更になっているのにもかかわらず黒字になっていることについて、今回のものが正しいということで見てくださいと思います。

【会長】他によろしいですか。予定の時間が過ぎていますが、話し合いの機会が今回限りなので、どうしても意見を言いたいという方がいらっしゃれば。

【委員】63 ページに「乳幼児健康診査（3から4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）」と記載されていますが、我々、やっている側は分かっているのですが、皆さんはこの表記に違和感を感じるのではないかと思います。

【事務局】63 ページの「乳幼児健康診査」の表記については注を入れるなど工夫をしたいと思います。

【会長】41 ページに「保護者や子どもの疾病・障害、ひとり親家庭は適切な養育が行えない状況があり」と書いてあるのですが、この表現はもう少し工夫をした方がよいと思います。

【事務局】工夫させていただきます。

(3) その他

【会長】他にはよろしいでしょうか。今日、配られました小川委員からの資料についての説明がなかったようなのですが。

【委員】ご質問がなければ結構です。先日、私が発言した事についての、アメリカの公立の高校が行っている親への情報提供の内容です。具体的に何の科目でどのような宿題が出ているのか。評点のあり方もテストの結果だけでなく、宿題をどれくらいやったかなどで細かく出ている、その積み重ねで、日本の高校生に比べて、アメリカの高校生が勉強しているというヒントになるかもしれません。もちろんこれが正しいということではないので、参考にお持ちしました。

【会長】参考資料ということで配布をさせていただきました。事務局から何かあればお願いします。

【事務局】今日は資料を見ていただく時間が少ない中、たくさんの意見をありがとうございました。今日だけでは意見をいただけていない部分もあると思いますので、今回の案に関して、31日（金）までにご意見をいただけたらと思います。区立幼稚園の今後の方向性や認定こども園の記述等も追記していく必要があると思います。また、北区で基本計画 2015 を作成しており、そこともう少し調整を図った上で、11月中旬には皆様に送付したいと思います。そこで確認いただいたものを、「(仮称)北区次世代育成支援計画について」の答申として受け止めさせていただきたいと思います。皆様にはまたメールでデータを送ることになると思いますが、1週間程度の期間を取りたいと思っていますので、お手数をおかけしますが、そこで最終確認をしていただきたいと思います。それで、計画の案として作り込みをさせていただき、議会にも報告し、12月にはパブリックコメントとして区民の皆様に意見をいただく期間を1か月程度設けるという流れで進めていきたいと思っています。

計画の案については以上ですが、次回は第10回の子ども・子育て会議となります。年が明けた平成27年2月3日に開催を予定していますのでよろしくをお願いします。

また、子ども・子育て支援新制度の区民説明会というものを10月に実施しました。参加していただいた方はありがとうございました。滝野川、王子、赤羽会場、それぞれたくさんご参加いただき、説明会をやってよかったと思っています。以上です。

【会長】ありがとうございました。それでは閉会のご挨拶を副会長、お願いします。

【副会長】長時間ご苦勞様でした。まとめることは大変なことだと思います。皆様からたくさんのご意見を出していただいていますし、事務局もそれに合わせてまとめていただけたかなと思っています。まだまだご意見等があると思いますが、ひとつにまとめることによって課題が見えてくるということも大切だと思いますので、次につなげていきたいと思っています。ご苦勞様でした。

3 閉会

【会長】ありがとうございました。それでは閉会とさせていただきます。